



平成 30 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 プラコー
代表者名 代表取締役 黒澤 秀男
(J A S D A Q ・ コード 6 3 4 7)
問合せ先 総務・経理部部长 山崎 正彦
電話 0 4 8 - 7 9 8 - 0 2 2 2

役員退職慰労金制度の廃止及び当社取締役に対する 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止すること及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについて決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 58 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止と打ち切り支給について

(1) 廃止の理由

役員報酬制度の見直しの一環として役員退職慰労金制度を廃止いたします。

(2) 廃止日

本株主総会終結の時をもって廃止いたします。

(3) 廃止に伴う打ち切り支給について

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、当社の取締役及び監査役（役員退職慰労金制度の対象外としている社外取締役及び社外監査役を除きます。）のうち、打ち切り支給放棄を申し出ている代表取締役社長の黒澤秀男以外の者に対して、本株主総会終結の時までの在任期間を対象に、当社所定の基準に従い、役員退職慰労金の打ち切り支給を行うことにつき本株主総会に付議する予定です。

なお、支給の時期については、原則として退任時に支給します。

代表取締役社長の黒澤秀男（支給額は、726 万円となる予定です。）からは、退職慰労金打ち切り支給放棄の申し出を受けており、支給いたしません。

(4) 業績に与える影響

当社は、従来から、将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

2. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、当社の企業価値の持続的・中長期的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度においては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役の報酬額は月額 1,300 万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とのご承認をいただいておりますが、本株主総会では、かかる報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

3. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は、5 事業年度あたり 7,750 万円以内（1 事業年度あたり 1,550 万円相当）といたします。

また、本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は、5 事業年度あたり 675,000 株以内（1 事業年度あたり 135,000 株相当）といたします。ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整できるものとします。本日開示いたしましたとおり、第 59 期定時株主総会において 10 株を 1 株とする株式併合をご承認いただいた場合は、当該株式併合の効力発生後は、5 事業年度あたり 67,500 株以内（1 事業年度あたり 13,500 株相当）となります。1 株当たりの払込金

額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間（30年間）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等が含まれること

<ご参考>第一回目の新株発行について（予定）

本制度に関する議案を本株主総会でご承認いただけた場合本年7月開催予定の取締役会において、対象取締役のうち退職慰労金の打ち切り支給の放棄を申し出ている代表取締役黒澤秀男に対して第59期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）から第63期（平成34年4月1日から平成35年3月31日まで）までの5年間の事業年度の職務に対する報酬として金銭報酬債権の総額を2,000万円として付与することを決議する予定です。なお、来事業年度以降の4事業年度において、本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額の上限である5事業年度あたり7,750万円（1事業年度あたり1,550万円相当）との差額5,750万円の範囲内で、今後、新任の取締役が選任された場合に取締役会の決定により支給することができるものとします。

また、発行する新株式（普通株式）の数は、2,000万円を当該取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）で除した値とする（1株未満の数が生じる場合は、切り下げるものとする。）ことを決議する予定です。

以上